

E T Cコーポレートカード制度利用約款

中央企業管理協同組合

令和8年3月31日改定

目 次

第 1 条	目的・利用範囲
第 2 条	利用資格
第 3 条	利用できる車両の範囲
第 4 条	利用申請手続
第 5 条	利用資格審査
第 6 条	E T Cコーポレートカードの発行等
第 7 条	E T Cコーポレートカードの取扱手数料
第 8 条	E T Cコーポレートカードの取扱い等
第 9 条	E T Cコーポレートカードの管理
第 1 0 条	E T Cコーポレートカード利用料金割引
第 1 1 条	E T Cコーポレートカード利用料金の納入
第 1 2 条	保証金
第 1 3 条	E T Cコーポレートカード利用料金等の督促を受けた場合の支払い
第 1 4 条	期限の利益の喪失
第 1 5 条	延滞金
第 1 6 条	E T Cコーポレートカード亡失
第 1 7 条	E T Cコーポレートカードの破損等
第 1 8 条	E T Cコーポレートカードの再発行手続
第 1 9 条	E T Cコーポレートカードの追加発行手続
第 2 0 条	E T Cコーポレートカードの更新
第 2 1 条	E T Cコーポレートカードの有効期限の満了
第 2 2 条	E T Cコーポレートカードの一部返却
第 2 3 条	E T Cコーポレートカード利用の解約
第 2 4 条	E T Cコーポレートカードの提示
第 2 5 条	届出事項の変更
第 2 6 条	必要書類の提出
第 2 7 条	登録車両の入替え
第 2 8 条	協力義務
第 2 9 条	警告
第 3 0 条	E T Cコーポレートカード利用割引の停止
第 3 1 条	E T Cコーポレートカード利用の停止
第 3 2 条	E T Cコーポレートカード利用承認の取消し
第 3 3 条	不正使用による賠償責任
第 3 4 条	組合 E T Cコーポレートカード管理
第 3 5 条	個人情報の取扱い
第 3 6 条	免責事項
第 3 7 条	約款の改正
第 3 8 条	E T Cコーポレートカード利用内容の変更等
第 3 9 条	通知または連絡
第 4 0 条	反社会的勢力の排除
第 4 1 条	準拠法・裁判管轄
第 4 2 条	その他の事項

附則

別表 1	利用資格者規定
別表 2	各申請時添付書類
別表 3	各取扱手数料

E T Cコーポレートカード制度利用約款

第1条（目的・利用範囲）

1. この約款は、中央企業管理協同組合（以下、『当組合』といいます。）が東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社（以下、『高速会社』といいます。）の所管に属する高速道路等（高速会社が管理する高速自動車国道及び高速会社が管理する一般有料道路の内、高速会社が指定するものをいいます。以下同じです。）、の通行料金支払いに関して、高速会社が行うE T Cコーポレートカード制度を共同利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とするものです。
2. E T Cコーポレートカードは、前項に定める高速道路等のほか、公社道路（有料道路自動車料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省第38号）（以下、『省令』といいます。）第2条第1項に基づく公告を行った地方道路公社（以下、『公社』といいます。）が管理する道路をいいます。以下同じです。）のうち公社が指定する道路、または料金所において、通行料金の支払いに利用することができます。

第2条（利用資格）

1. 当組合が収受する高速道路等のE T Cコーポレートカード制度の利用資格者は、当組合の組合員であり、別表1の利用資格者規定に相当する者に限られます。

第3条（利用できる車両の範囲）

1. 第2条規定の組合員が、正当な使用権利を有し、自己のための運行の用に供する車両で、「セットアップした車載器」（高速会社の定める「E T Cシステム利用規程」第2条に定める車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機である車載器に、通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。）が搭載されている車両に限られます。
2. 運行の用に供する車両の使用目的は問いません。

第4条（利用申請手続）

1. E T Cコーポレートカードの利用承認を受けようとする組合員（以下、『E T Cコーポレートカード利用申請者』といいます。）は、本約款、E T Cシステム利用規程、当組合が別に定める個人情報保護方針及び特約のすべてを承諾のうえ、E T Cコーポレートカード利用申込書及び別表2に定める添付書類を当組合に提出して下さい。
2. E T Cコーポレートカードの利用申込みは、別表1に定める利用資格者規定に準じます。

第5条（利用資格審査）

1. 当組合は、利用資格審査会において、E T Cコーポレートカード利用資格の採否を審査します。

第6条（E T Cコーポレートカードの発行等）

1. 当組合は、E T Cコーポレートカード利用申請者の審査を行い、承認した場合、高速会社より貸与を受けたE T Cコーポレートカードを当該E T Cコーポレートカード利用申請者に引き渡します。この場合当組合は、E T Cコーポレートカードの番号、枚数及び有効期限、セットアップされた車載器の車載器管理番号等をE T Cコーポレートカード利用申請者に通知します。
2. E T Cコーポレートカード利用申請者は、当組合からE T Cコーポレートカードの引き渡しを受ける場合は、E T Cコーポレートカード受取書に必要な事項を記入し、捺印のうえ提出して下さい。
3. 本条第2項のE T Cコーポレートカードの引き渡しを受けたE T Cコーポレートカード利用申請者（以下、『E T Cコーポレートカード利用者』といいます。）は当組合から引き渡しを受けたE T Cコーポレートカードを善良な管理体制において管理して下さい。
4. E T Cコーポレートカード利用者は、当組合から引き渡したE T Cコーポレートカードを第三者への貸与、譲渡、質入れ、または担保などに供する事を一切してはなりません。

第7条（E T Cコーポレートカードの取扱手数料）

1. E T Cコーポレートカード利用者は、当組合からE T Cコーポレートカードの貸与を受ける場合、その枚数に応じ、取扱手数料として別表3に定められた額をお支払い下さい。
2. 別表3に定められた取扱手数料は、E T Cコーポレートカード交付、または亡失処理の翌月に請求し、第11条による指定口座からの引き落としを行います。
3. 毎年4月1日時点で登録されているE T Cコーポレートカード年間取扱手数料は、毎年5月に請求し、第11条による指定口座からの引き落としを行います。
4. 取扱手数料は、E T Cコーポレートカード利用の解約、E T Cコーポレートカードの一部返却、E T Cコーポレートカードの紛失、破損等の理由いかんを問わず返還いたしません。

第8条（E T Cコーポレートカードの取扱い等）

1. ETCコーポレートカード利用者は、当組合から引き渡しを受けたETCコーポレートカードを自己及び、自己の使用人、その他の従業員以外の者に利用させることを一切してはなりません。
2. ETCコーポレートカードは、自動車検査証の所有者欄、または使用者欄に記載されている名義がETCコーポレートカード利用者と同一である車両で当組合に届け出たもの以外の車両には使用してはなりません。
3. ETCコーポレートカードは、セットアップした車載器に確実に挿入し、通行料金を支払う料金所においては、高速会社の定める「ETCシステム利用規程」第8条に定める通行上の注意事項に従い、「ETC車線」（ETCシステムを利用することができる車線をいいます。）を通行して下さい。
4. ETCコーポレートカードの改変は一切してはなりません。
5. 破損、摩耗、または変形したETCコーポレートカードは使用してはなりません。
 - 一、変形、破損した場合は、第17条の定めにより、当組合にETCコーポレートカードを返却して下さい。
 - 二、変形、破損したETCコーポレートカードの再発行を受けるときは、第18条に定める再発行の手続きを行って下さい。
6. 1枚のETCコーポレートカードで、同時に2台以上の車両の通行料金の支払いに使用してはなりません。

第9条（ETCコーポレートカードの管理）

1. ETCコーポレートカードの受け払い、保管等の管理方法は本条の規定を遵守して下さい。
 - 一、ETCコーポレートカード利用者は、ETCコーポレートカード管理担当者を選出し、当組合に登録して下さい。また、ETCコーポレートカード管理担当者変更となった場合には、当組合へ届け出て下さい。
 - 二、ETCコーポレートカードは、施錠できる金庫、または収納器内に保管して下さい。
 - 三、ETCコーポレートカードを高速道路で使用する運転手（以下、『ETCコーポレートカード使用者』といいます。）への受け渡しは、ETCコーポレートカード管理担当者、またはその指定する者に限られます。
 - 四、後払いレシート及び、運転日報、または業務日報、並びにタコグラフ等の照会を励行して下さい。
 - 五、ETCコーポレートカード利用者は、当組合が配布するETCコーポレートカードの取扱注意事項の周知をETCコーポレートカード使用者へ徹底して下さい。
 - 六、ETCコーポレートカード利用者は、当組合が開催する高速道路等利用研修会に管理担当者、及びETCコーポレートカード使用者を出席せしめ、ETCコーポレートカードの取扱い教育を行って下さい。

第10条（ETCコーポレートカード利用料金割引）

1. ETCコーポレートカード利用者が、本組合から貸与したETCコーポレートカードを、ETCコーポレートカードに表示された車両に適正に使用したときに限り、通行料金を割引の対象とします。
2. 高速会社の定めによりETCコーポレートカードを利用しても割引を受けられない場合及び割引対象外路線の通行料金については割引をしません。
3. 通行料金の割引率は、車両ごとに適用します。

第11条（ETCコーポレートカード利用料金の納入）

1. ETCコーポレートカード利用者は、当組合が指定する金融機関にETCコーポレートカード利用料金払込のための自己の口座を設定して下さい。
2. ETCコーポレートカード利用者は毎月当組合が送付するETCコーポレートカード利用料金等請求書に基づき本条第1項の口座に遅滞することなく料金を納入して下さい。
3. ETCコーポレートカードの利用料金は、原則として利用月末日で締め、別表4に定める引き落とし日に、本条第1項の口座から引き落としにより支払うものとします。

第12条（保証金）

1. 当組合は、ETCコーポレートカード利用申請者の申請内容を第5条の審査により、必要と認めた場合にはETCコーポレートカード利用申請者に対し保証金の預託を申し入れます。
2. 当組合は、ETCコーポレートカード利用者が第11条第2項の定めに違反した場合、それまでの最高のETCコーポレートカード利用月額額の3倍以上の額を保証金として預託を申し入れます。
3. 当組合は、ETCコーポレートカード利用者の当初の申請内容（平均利用月額等）の著しい相違、または経営内容変更等において必要と認めた場合には、ETCコーポレートカード利用者に対し保証金の預託、または保証金の増額を申し入れます。
4. 当組合は、社会状況等の変化に伴い、必要と認めた場合、カード有効期間中であっても、ETCコーポレートカード利用者に保証金の預託、または保証金の増額を申し入れます。
5. 本条第1項、第2項、第3項、第4項の規定により保証金の預託を受けた場合、当組合は保証金預り証をETCコーポレートカード利用者に発行します。
6. 保証金の預託に伴い発生する利息は、当組合に帰属するものとします。

第13条（ETCコーポレートカード利用料金等の督促を受けた場合の支払い）

1. 当組合は、E T Cコーポレートカード利用者がE T Cコーポレートカード利用料金等請求書に記載されたE T Cコーポレートカード利用料金等を納入期日までに納入しないときは、督促状により督促納入期日を明示して納入を督促するものとします。また、督促状1通につき千円の手数料を徴収します。
2. E T Cコーポレートカード利用者が、督促状に定められた支払い期限までにE T Cコーポレートカード利用料金等及び手数料を支払わないときは、当組合は預託された保証金から相当額を充当できるものとします。

第14条（期限の利益の喪失）

1. E T Cコーポレートカード利用者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、第11条第2項、及び第13条の規定にかかわらず、E T Cコーポレートカード利用料金等の支払い期限、及び督促手数料の支払い期限の利益を失うものとします。
 - 一. 破産、会社整理、特別清算若しくは民事再生等の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき。
 - 二. 当組合へ、預託している保証金について差し押さえ、仮差し押さえ、若しくは仮処分申し立て、または滞納処分を受けたとき。
 - 三. 第一号に掲げる以外の場合で、当組合が第32条の定めによりE T Cコーポレートカード利用承認の取消しをしたとき。
2. 当組合は、本条第1項の場合において、いつでも当該E T Cコーポレートカード利用者に対して、E T Cコーポレートカード利用料金等及び督促手数料の支払いを請求し、または預託された保証金から相当額を充当することができるものとします。

第15条（延滞金）

1. 第13条第1項の規定による督促を受けたE T Cコーポレートカード利用者が、督促納入期日までにE T Cコーポレートカード利用料金及び督促手数料を納入しない場合は、当該督促納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じて未納利用料金に、年利14.6%の割合を乗じて計算した額を、延滞金として当組合にお支払い下さい。ただし、E T Cコーポレートカード利用料金等及び手数料の未納の合計額が千円未満であるとき、または当該未納金の合計額にかかる延滞金の額が百円未満であるときはこの限りではありません。

第16条（E T Cコーポレートカード亡失）

1. E T Cコーポレートカード利用者は、E T Cコーポレートカードを紛失、盗難等によりE T Cコーポレートカードを亡失したときは、直ちに所轄警察署にその旨を連絡するとともに、E T Cコーポレートカード紛失届を当組合に提出して下さい。
2. E T Cコーポレートカードを亡失したことにより生ずる一切の責任は、本条第1項の届出の有無及び亡失事由いかんにかかわらず、E T Cコーポレートカード利用者が負うものとします。
3. E T Cコーポレートカード利用者は、E T Cコーポレートカードの亡失等に関し、第7条に定める所定の亡失手数料が請求されるものとします。
4. E T Cコーポレートカード利用者が、E T Cコーポレートカードの亡失により、E T Cコーポレートカードの再発行を受けようとする場合は、第18条の定めにより、再発行を申込んで下さい。
5. E T Cコーポレートカード利用者が、本条第1項に定めるE T Cコーポレートカード紛失届を提出した後に、E T Cコーポレートカードを発見したときは、直ちに当組合に連絡のうえ、E T Cコーポレートカード発見届を提出して下さい。この場合、当組合より指示があるまで、発見したE T Cコーポレートカードは利用できません。
6. E T Cコーポレートカードを亡失したときは、E T Cコーポレートカード紛失届を提出した日から起算して1ヶ月以内に限り、第18条の定めによりE T Cコーポレートカードの再発行の申込みができます。
7. E T Cコーポレートカード利用者が、第18条の定めによりE T Cコーポレートカードの再発行を受けている場合において、亡失したE T Cコーポレートカードを発見したときは、速やかにE T Cコーポレートカード返却届を添え、発見したE T Cコーポレートカードを当組合に返却して下さい。

第17条（E T Cコーポレートカードの破損等）

1. E T Cコーポレートカード利用者は、E T Cコーポレートカードを破損、変形、磁気不良等によりE T Cコーポレートカードを破損したときは、直ちにE T Cコーポレートカード破損届を当該E T Cコーポレートカードとともに当組合に提出して下さい。
2. E T Cコーポレートカードが破損したことにより生ずる一切の責任は、本条第1項の届出の有無及び破損事由いかんにかかわらず、E T Cコーポレートカード利用者が負うものとします。
3. E T Cコーポレートカード利用者が、E T Cコーポレートカードの破損等により、E T Cコーポレートカードの再発行を受けようとする場合は、第18条第1項の定めにより、再発行を申込んで下さい。

第18条（E T Cコーポレートカードの再発行手続）

1. E T Cコーポレートカード利用者は、E T Cコーポレートカードを亡失し、またはE T Cコーポレートカードを破損等した場合で、E T Cコーポレートカードの再発行を受けようとするときは、E T Cコーポレートカード紛失届、E T Cコーポレートカード破損届にE T Cコーポレートカードの再発行を希望する旨を記載し、当該E T Cコーポレートカードとともに当組合に提出して下さい。
2. 第6条の定めは、本条第1項の場合にも準用します。
3. 第7条の定めは、本条第1項の場合にも準用します。
4. 当組合は、別表1に定める利用資格者規定の第3項各号に当てはまる場合には再発行は受け付けません。
5. 当組合は、E T Cコーポレートカード利用者の責の帰すべき事由により、第30条、第31条、または第32条の状態である場合には

再発行は受け付けません。

第19条（ETCコーポレートカードの追加発行手続）

1. ETCコーポレートカード利用者は、その所有する車両の増加等の事由により、ETCコーポレートカードの追加発行を受ける必要があるときは、ETCコーポレートカード追加発行申込書及び別表2に定める添付書類を当組合に提出し、ETCコーポレートカードの追加発行を申し込んで下さい。
2. 第6条の定めは、本条第1項の場合にも準用します。
3. 第7条の定めは、本条第1項の場合にも準用します。
4. 当組合は、別表1に定める利用資格者規定の第3項各号に当てはまる場合には追加発行は受け付けません。
5. 当組合は、ETCコーポレートカード利用者の責の帰すべき事由により、第30条、第31条、または第32条の状態である場合には追加発行は受け付けません。

第20条（ETCコーポレートカードの更新）

1. ETCコーポレートカードの有効期限（ETCコーポレートカードに表示された年月の末日）を過ぎたものは利用できません。
2. 当組合は各ETCコーポレートカード利用者のETCコーポレートカード利用状況をETCコーポレートカード更新時に審査し承認したのに対して新たなETCコーポレートカードを引き渡します。
3. ETCコーポレートカード利用者は、新たなETCコーポレートカードの引き渡しを受けた日から当組合が指定する日までに、有効期限の過ぎたETCコーポレートカードを当組合に返却して下さい。
4. 第6条の定めは、本条第2項の場合にも準用します。

第21条（ETCコーポレートカードの有効期限の満了）

1. ETCコーポレートカード利用者が、第20条第2項に定めるETCコーポレートカードの利用状況等の審査で継続使用の承認が得られない場合は、新たなETCコーポレートカードの引き渡しを行いません。この場合、ETCコーポレートカード利用者は、直ちに有効期限の過ぎたETCコーポレートカードを当組合に返却して下さい。

第22条（ETCコーポレートカードの一部返却）

1. ETCコーポレートカード利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにETCコーポレートカード返却届を添えて、不要となった、または該当するETCコーポレートカードを当組合に返却して下さい。
 - 一. 登録車両の一部を利用しなくなったとき。
 - 二. 登録車両の一部について、セットアップした車載器を正當に保有しなくなったとき。
 - 三. その他ETCコーポレートカード利用者の事由によりETCコーポレートカードの一部が不要になったとき。
 - 四. ETCコーポレートカードの利用状況が第32条第一項第一号の状態にあり、当組合が長期間未使用または長期間低額利用であると判断し、ETCコーポレートカードの返却を求めたとき。

第23条（ETCコーポレートカード利用の解約）

1. ETCコーポレートカード利用者は、ETCコーポレートカードを利用する必要がなくなったときは、速やかにETCコーポレートカード利用解約届を当組合に提出するとともに、ETCコーポレートカードを返却して下さい。
2. ETCコーポレートカード利用者が、保証金の預託によりETCコーポレートカード利用料金等支払いを保証している場合において、本条第1項のETCコーポレートカード利用解約届の提出があったときは、当組合はETCコーポレートカード利用料金等が完済されていることを確認のうえ保証金をETCコーポレートカード利用者に返還します。
3. 本条第2項の保証金の返還については、ETCコーポレートカード利用料金等の支払いが完済されていることが確認でき理事会の承認を受けた後とします。

第24条（ETCコーポレートカードの提示）

1. ETCコーポレートカード使用者は、高速会社がETCコーポレートカード、または自動車検査証の提示を求めたときは、提示して下さい。

第25条（届出事項の変更）

1. ETCコーポレートカード利用者は、当組合に提示した書類の内容等に変更があったときは、速やかに登録事項変更届及び別表2に定める添付書類を提出して下さい。

第26条（必要書類の提出）

1. ETCコーポレートカード利用者は、ETCコーポレートカードの利用について当組合が必要とする書類の提出を求めたときは、その書類を提出して下さい。

第27条（登録車両の入替え）

1. ETCコーポレートカード利用者が、既にETCコーポレートカードを使用している登録車両（以下、『旧車両』といいます。）に代えて、届出のない車両（以下、『新車両』といいます。）を新たに登録車両として届け出る場合において、旧車両と新車両の自動車検査証の所有者欄、または使用者欄の名義が同一であるとき（以下、この場合を『登録車両の入替え』といいます。）は、当組合は、追加発行とはせず、再発行として扱い、旧車両のETCコーポレートカードを新たに新車両のETCコーポレートカードとして再発行してETCコーポレートカード利用者へ引き渡します。
2. ETCコーポレートカード利用者は、前項の定めにより登録車両の入替えを行う場合、当組合あて登録車両入替届及び別表2に定める添付書類を提出して下さい。なお、ETCコーポレートカード利用者は、当該再発行するETCコーポレートカードについて、第7条に定められた再発行手数料をお支払い下さい。
3. ETCコーポレートカード利用者は、前項の定めによりETCコーポレートカードの再発行の申込みを行い、当組合及び高速会社から承認された場合は、新車両に再発行される新たなETCコーポレートカードの引き渡しを受けるまでの間、一時的に、旧車両で利用しているETCコーポレートカードを新車両に利用することができます。
4. 前項の定めにより、旧車両のETCコーポレートカードを一時的に利用する場合、当該旧車両のカードは、登録車両入替届により当組合に届け出た旧車両と入替える新車両に利用して下さい。
5. ETCコーポレートカード利用者は、前項の定めにより旧車両のETCコーポレートカードを一時的に利用している場合において、新車両に再発行された新たなETCコーポレートカードの引き渡しを受けたときは、返却届を添え、旧車両のカードを直ちに当組合へ返却しなければなりません。返却すべきカードが利用されたことにより生じる一切の責任は、ETCコーポレートカード利用者にあります。
6. ETCコーポレートカード利用者が、登録車両の入替えの届出を遅滞したこと、または適切に行わなかったことにより生じる一切の責任は、ETCコーポレートカード利用者にあります。
7. 当組合は、ETCコーポレートカード利用者に対して高速会社から指導、警告等を受けた場合及びETCコーポレートカード利用者が、第30条、第31条、または32条の状態である場合には登録車両の入替えは受け付けません。

第28条（協力義務）

1. ETCコーポレートカード利用者は、次に掲げる事項について、当組合に対して協力するものとします。
 - 一. 交通事故等に関する安全対策を行うこと。
 - 二. 車両制限令（過積載等の違反）の遵守に関すること。
 - 三. 高速会社より、車両制限令違反にともなう、指導警告書等が発せられた場合は、直ちに当組合へ報告すること。
 - 四. 事故等による組合員の責に帰すべき事由により、高速会社に対し発生した原因者負担金の速やかな支払いに処すること。
 - 五. その他、当組合が必要と認めた事項。

第29条（警告）

1. ETCコーポレートカード利用者は、この約款に関し、当組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正し改めなければなりません。

第30条（ETCコーポレートカード利用割引の停止）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、当組合は一年以内の期間を定めて、ETCコーポレートカード利用者のETCコーポレートカード利用割引を停止するものとします。
 - 一. ETCコーポレートカード利用者が第11条第2項に違反して当組合から警告を受け、警告後に再びETCコーポレートカードを利用した場合。
 - 二. ETCコーポレートカード利用者が第8条第1項の定め違反して、ETCコーポレートカードを利用できない者にETCコーポレートカードを利用させたとき。
 - 三. ETCコーポレートカード利用者が第8条第2項の定め違反してETCコーポレートカードを当組合に届出のあった車両以外の車両に使用したとき。ただし、第27条第4項の定めに従い既に利用している旧車両のカードを一時的に利用した場合を除きます。
 - 四. 高速会社が管理するいずれかの道路において、カードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部、または一部の支払いを免れ、または免れようとしたとき。
 - 五. 高速会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当組合が必要と認めたとき。
 - 六. 高速会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたとき、または告発したとき。
 - 七. ETCコーポレートカード利用者がこの約款に違反する行為をしたとき。
 - 八. その他ETCコーポレートカード利用者が、ETCコーポレートカード利用者として不適当な行為をしたと当組合が認めたとき。

第31条（ETCコーポレートカード利用の停止）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、当組合は一年以内の期間を定めて、ETCコーポレートカードの利用を停止します。

- 一、第30条各号に該当する行為をしたときで、その情状が重いとき。
 - 二、セットアップした車載器を正当に保有しないことが判明したとき。
 - 三、ETCコーポレートカード利用者が、第11条に違反し、当組合が必要と認めたとき。
 - 四、高速会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当組合が必要と認めたとき。
 - 五、ETCコーポレートカード使用者が第28条の車両制限令違反、または高速会社が管理する道路内で重過失による事故を起こした場合。
 - 六、ETCコーポレートカード利用者が第8条の定めに違反した場合で、その情状が重いとき。
 - 七、第12条第1項、第2項、第3項、第4項の定めにより、当組合が保証金の預託を申し入れETCコーポレートカード利用者がその保証金の預託が出来ない場合。
 - 八、本約款に違反する行為をし、その情状が重いとき。
 - 九、その他ETCコーポレートカード利用者が、ETCコーポレートカード利用者として不適当な行為をした場合で、その情状が重いとき。
2. 本条第1項の定めによりETCコーポレートカードの利用を停止された組合員は、直ちにETCコーポレートカード返却届を添えて、ETCコーポレートカードを組合に返却して下さい。
 3. 本条第1項の定めによりETCコーポレートカードの利用を停止されたETCコーポレートカード利用者が、当該利用停止期間中にETCコーポレートカードを使用したときは、当組合がやむを得ざる事由によると認める場合を除き、当該通行料金の10倍に相当する追加課徴金を支払っていただきます。
 4. 本条第1項の定めにより利用停止に該当することとなったカードの当該利用停止期間中における取扱いについては、当組合の指示に従って下さい。なお、ETCコーポレートカード利用者が当該指示に従わなかったことにより生じる一切の責任は、ETCコーポレートカード利用者についていただきます。

第32条（ETCコーポレートカード利用承認の取消し）

1. 当組合は、ETCコーポレートカード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ETCコーポレートカードの利用を停止し、第20条第2項のETCコーポレートカードの更新時にかかわらずETCコーポレートカード利用承認を取消すものとします。この場合において、ETCコーポレートカード利用者は、返却届を添え、直ちにカードを当組合に返却して下さい。
- 一、原則として、最近6ヶ月間のETCコーポレートカード1枚あたりの、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社が管理する高速国道の割引対象金額が18万円に達しないとき。
- 二、ETCコーポレートカード利用者が、ETCコーポレートカード利用割引の停止期間中に第30条第1項第一号から第八号のいずれかに該当する行為を行った場合。
- 三、ETCコーポレートカード利用者が、ETCコーポレートカード利用の停止期間中に第31条第1項第一号から第九号のいずれかに該当する行為を行った場合。
- 四、破産その他これに類する事由により、ETCコーポレートカード利用料金等を支払うことが著しく困難であると認められたとき。
- 五、第29条により警告後も、ETCコーポレートカード利用者の行為が改善されないとき。
- 六、ETCコーポレートカード利用者が第28条に違反した場合で、特に情状が重い場合。
- 七、事故等によるETCコーポレートカード利用者の責に帰すべき事由により、高速会社に対し発生した原因者負担金を速やかに支払わない場合。
- 八、当組合のETCコーポレートカード利用事業の運営秩序を著しく乱す行為があったと認められる場合。
- 九、第22条第1項第四号による、当組合からのETCコーポレートカードの返却の求めに正当な利用なく応じないとき。

第33条（不正使用による賠償責任と利用者の責務）

1. 本約款及び高速会社の定める規程等の事犯に違反したETCコーポレートカード利用者は、当該事犯によって当組合及び当組合を構成する全組合員が被る損害に対して、全額賠償を行わなければならない。
2. ETCコーポレートカード利用者は、本約款及び高速会社の定める規程等並びに細則を遵守しなければならない。
- 一、ETCコーポレートカード利用者の一人が本約款または高速会社の定める規程等に違反したために、高速会社等から当組合に対して、警告、告発、割引停止、利用停止、契約者資格の取消し等の処分がなされたときは、他の善意のETCコーポレートカード利用者も連帯してこの処分に応じなければならない。
- 二、ETCコーポレートカード利用者は、車両制限令違反による累積違反点数が、当組合が警告を受ける点数を、違反のあったETCコーポレートカード利用者の数で按分した点数がに達した場合には、直ちに、すべてのETCコーポレートカードを当組合へ返却しなければならない。なお、ETCコーポレートカード利用者からETCコーポレートカードが返却されない場合には、当組合は高速会社に、当該ETCコーポレートカード利用者に係るETCコーポレートカード停止依頼書を高速会社に提出することができる。
- 三、当組合は、本約款または高速会社の定める規程等に基づいて警告又は告発を受けたETCコーポレートカード利用者に対して、ETCコーポレートカード利用者から何らの通知または届出を要することなく、警告日または告発日をもって即時当組合を脱退したものとみなす。

第34条（組合ETCコーポレートカード管理）

1. 当組合は、高速会社に対するETCコーポレートカード利用者のETCコーポレートカード利用管理責任を代表します。
2. 当組合は、支部を配置し、管理業務の一部の補完代行をこれに委託できます。
3. 受託した支部は、管理責任者として、ETCコーポレートカード管理者代行を指定し、当組合の承認を得て下さい。
4. ETCコーポレートカードの管理は、当組合の定款、関係諸規定、ETCコーポレートカード制度利用約款等に準拠します。

第35条（個人情報の取扱い）

1. 当組合は、ETCコーポレートカード利用申請者、ETCコーポレートカード利用者、ETCコーポレートカード使用者の個人情報については、当組合が別に定める個人情報保護方針に従って、適切に取扱います。

第36条（免責事項）

1. 当組合は、次の各号に該当するときは、そのために生じた損害について責任を負いません。ただし、当組合の故意、または重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。
 - 一. 提出書類の不備、届出事項の誤り、登録内容の誤り、郵送上の事故その他当組合の責によらない事由により、ETCコーポレートカードの利用が遅延し、または不能となったとき。
 - 二. ETCコーポレートカードに破損、き損、変形その他の異常があるため、カードの利用が遅延し、または不能となったとき。
 - 三. 通信機器、回線及び電子計算機等の障害、電話の不通その他当組合の責によらない通信手段の障害等により、ETCコーポレートカードの利用が遅延し、または不能となったとき。
 - 四. 災害、事変その他当組合の責によらない事由により、ETCコーポレートカードの利用が遅延し、または不能となったとき。
 - 五. 当組合が管理の必要上、ETCコーポレートカードの利用を制限し、若しくは停止したため、ETCコーポレートカードの利用が遅延し、または不能となったとき。
 - 六. ETCコーポレートカード利用者が、ETCコーポレートカードを亡失した場合において、当組合と高速会社が紛失届を受領する前に、他人に当該ETCコーポレートカードを利用されたとき。
 - 七. 当組合の責によらない郵送上の事故、または電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、妨害等がなされたことにより、ETCコーポレートカード利用者、またはETCコーポレートカード使用者の名前、住所、電話番号、保証額、または請求金額等が漏洩したとき。
2. ETCコーポレートカード利用者は、次の各号に掲げる事項に該当するときには、そのため生じた損害について責任を負いません。ただし、ETCコーポレートカード利用者の故意、または重過失に起因する場合はこの限りではないものとします。
 - 一. 災害、事変、または通信回線の故障その他ETCコーポレートカード利用者の責によらない事由により、利用料金等の支払いが遅延した場合は、第13条第1項に定める督促手数料及び第15条に定める延滞金を免除するものとします。
 - 二. 郵送上の事故その他ETCコーポレートカード利用者の責によらない事由により利用料金等の支払いが遅延した場合は、第13条第1項に定める督促手数料及び第15条に定める延滞金を免除するものとします。

第37条（約款の改正）

1. 当組合は、本約款を改正することがあります。
2. 前項の場合において、当組合は、改定内容、または改定後の約款をあらかじめ書面その他の方法よりETCコーポレートカード利用者あて通知します。当該通知により当組合が指定した改定後の約款の適用開始日以降にETCコーポレートカード利用者がカードを利用した場合、当該改定内容を承諾したものとみなします。
3. ETCコーポレートカード利用者は、改定後の約款を承諾できない場合、第23条の定めに従い解約することができます。

第38条（ETCコーポレートカード利用内容の変更等）

1. 当組合は、ETCコーポレートカード利用者への事前の告知をもって、ETCコーポレートカード利用、割引、内容等を変更、追加、または廃止することがあり、ETCコーポレートカード利用者はこれを承諾するものとします。

第39条（通知または連絡）

1. 当組合は、ETCコーポレートカード利用者から、第25条に定める方法で申し出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして、当該連絡先へ通知、または連絡を行い、これらは発進時にETCコーポレートカード利用者へ到達したものとみなします。

第40条（反社会的勢力の排除）

1. ETCコーポレートカード利用者は、現在かつ将来にわたり反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。）に該当しないこと、また、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い、または威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを、将来にわたって表明するものとします。

2. ETCコーポレートカード利用者が前項の定めに違反したと当組合が判断した場合、当組合はETCコーポレートカード利用者の当該カード利用資格を剥奪できるものとします。

第41条（準拠法・裁判管轄）

1. 本約款の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. ETCコーポレートカード利用に関して紛争が生じた場合には、当組合の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

第42条（その他の事項）

1. 本約款に定めのない事項、または本約款の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、誠意をもって当組合、ETCコーポレートカード利用者の協議のうえ、取り決めるものとする。

附 則

1. 本約款の改廃は、理事会の議を経て行うものとします。
2. この約款は令和8年3月31日から施行します。
3. 令和4年3月31日施行のETCコーポレートカード利用約款（以下『旧約款』といいます。）は本約款の施行をもって廃止します。
4. 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったETCコーポレートカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。
5. 本約款の施行日より前の時点において、ETCコーポレートカードの割引停止及び利用停止に該当する行為が生じている場合は、当該行為の発生時点における約款に基づく措置を適用します。

別表1 利用資格者規定

1. ETCコーポレートカードは個人事業者、または法人単位で申請します。
2. 利用資格者は当組合の組合員である事とします。
3. ETCコーポレートカードの利用申込みをしようとする者が次の各号に該当する場合、利用資格がないものとして、利用申込みは出来ません。
 - 一. 自己の行為が原因で、加入していた他の事業協同組合からETCコーポレートカード利用の割引停止、または利用停止を受けた事実がある場合。
 - 二. 過去3年以内に、高速会社の管理する道路において悪質な方法で通行料金を免れ、または免れようとした事実がある場合。
 - 三. 高速会社が道路法（昭和27年法律第180号）第58条第1項の規定に基づき負担させることとした費用（原因者負担金）を高速会社が支払い期限を指定した日までに支払っていない場合。
 - 四. 高速会社が管理する道路において車両制限令（昭和36年政令第265号）に違反して有罪となった事実がある場合。
 - 五. その他、組合が認めた場合。
 - 六. 申込者が、暴力団、暴力団関係企業・団体、社会運動等標榜ゴロ等若しくはこれらの構成員、関係者、またはその他反社会的勢力であることが判明したとき。

別表2 各申請時添付書類

<第4条に定めるETCコーポレートカード利用申込書の添付書類>

添 付 書 類
ETCコーポレートカード申請者の法人登記簿（履歴事項全部証明書）※1
自動車検査証記録事項（A4）
届け出る車両ごとにセットアップされた車載器管理番号を明らかにした書類
その他当組合が必要と認める書類

<第19条に定めるETCコーポレートカード追加発行申込書の添付書類>

添 付 書 類
自動車検査証記録事項（A4）
届け出る車両ごとにセットアップされた車載器管理番号を明らかにした書類
その他当組合が必要と認める書類

<第25条に定める登録事項変更届の添付書類>

添 付 書 類
ETCコーポレートカード利用者の法人登記簿（履歴事項全部証明書）※1
その他当組合が必要と認める書類

<第27条に定める登録車両入替届の添付書類>

添 付 書 類
新車両の自動車検査証記録事項（A4）
届け出る車両ごとにセットアップされた車載器管理番号を明らかにした書類
その他当組合が必要と認める書類

※1 個人事業主については、開業届（写し）と確定申告書（写し）を提出して下さい。

別表3 各取扱手数料

新規発行手数料	1枚につき880円（税込）
追加・再発行手数料	1枚につき880円（税込）
亡失処理手数料	1枚につき880円（税込）
年間取扱手数料	4月1日時点で登録されているETCコーポレートカード1枚につき880円（税込）

別表4 当組合が定める引き落とし日

SMBCFファイナンスサービス㈱	利用月翌々月5日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
中国銀行	利用月翌月25日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）